

# みんなのけんぽ

平成30年4月 No.5 春号

ご家族でご覧ください

## CONTENTS

- P.2 平成30年度予算のお知らせ
- P.3 介護保険料率引上げについて
- P.4 特定健診・特定保健指導
- P.5 各種お知らせ
- P.6 保険証の正しい使い方
- P.7 健康相談窓口サービスのご案内
- P.8 「JADEコミュ東西南北」より



地域医療振興協会健康保険組合  
(JADECOM けんぽ)

# 平成30年度予算のお知らせ

平成30年2月6日の組合会において、JADECOMけんぽの平成30年度予算が可決、承認されました。

一般勘定については、保険給付に必要な額を確保するとともに、加入者の皆様の疾病予防や健康保持増進を目的とした保健事業を積極的に進めることとしています。一方で依然として国に納める納付金が支出の中で大きな割合を占めています。介護勘定については、総報酬制による納付金の増加に対応するため保険料の見直しを行い、収入の確保を行う必要があります。

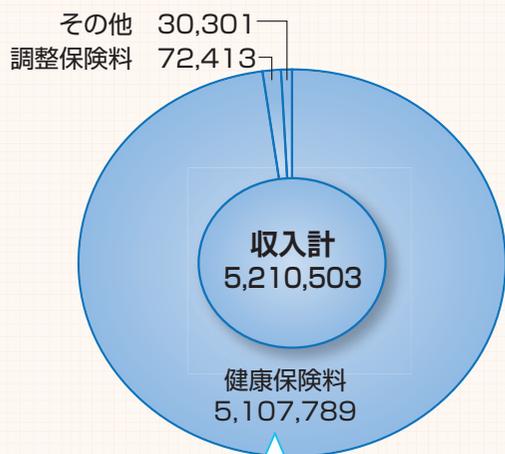
## ■平成30年度保険料率

	被保険者	事業主	合計
健康保険料	46.5 / 1,000	46.5 / 1,000	93.00 / 1,000
介護保険料	7.50 / 1,000	7.50 / 1,000	15.00 / 1,000

健康保険料率の変更はありません

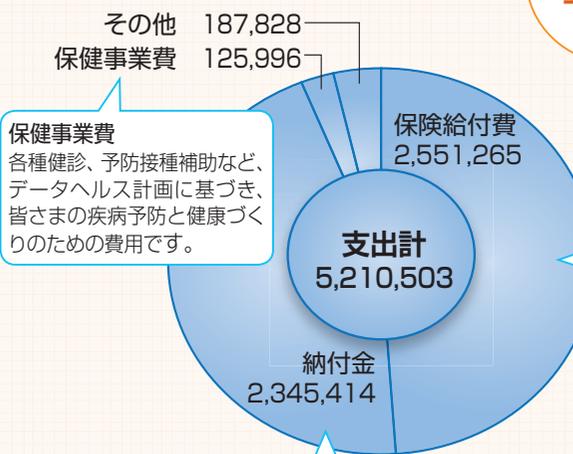
介護保険料率が上がります

## 一般勘定 (千円)



### 健康保険料

健康保険組合の事業運営は、皆さまと事業主から納めていただいた大切な保険料で賄われています。



### 保健事業費

各種健診、予防接種補助など、データヘルス計画に基づき、皆さまの疾病予防と健康づくりのための費用です。

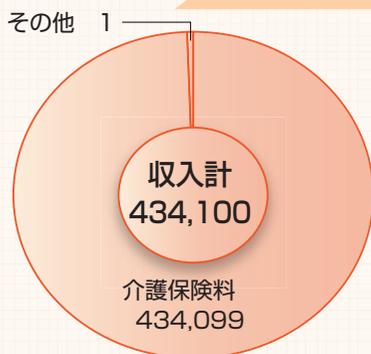
### 保険給付費

皆さまが病気やけがをしたときの医療費の支払いや、出産、死亡時の手当金の給付などに使われる費用です。

### 納付金

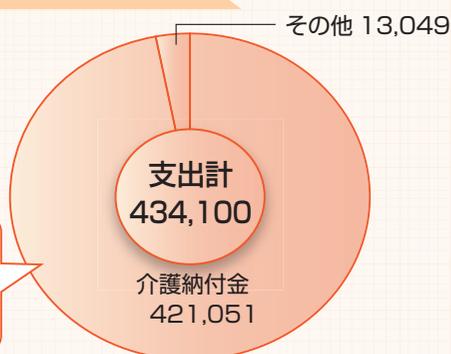
高齢者医療費を支えるために国に納めているもので、支出の中で非常に大きな割合を占めています。

## 介護勘定 (千円)



### 介護納付金

P.3で詳しく解説しています。



平成30年度任意継続被保険者にかかる標準報酬月額の上限については、次のとおりです。

**410,000円** 適用期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日

この金額は、平成29年9月30日時点におけるJADECOMけんぽ全ての被保険者の標準報酬月額の平均額(407,556円)を基に決定されます。

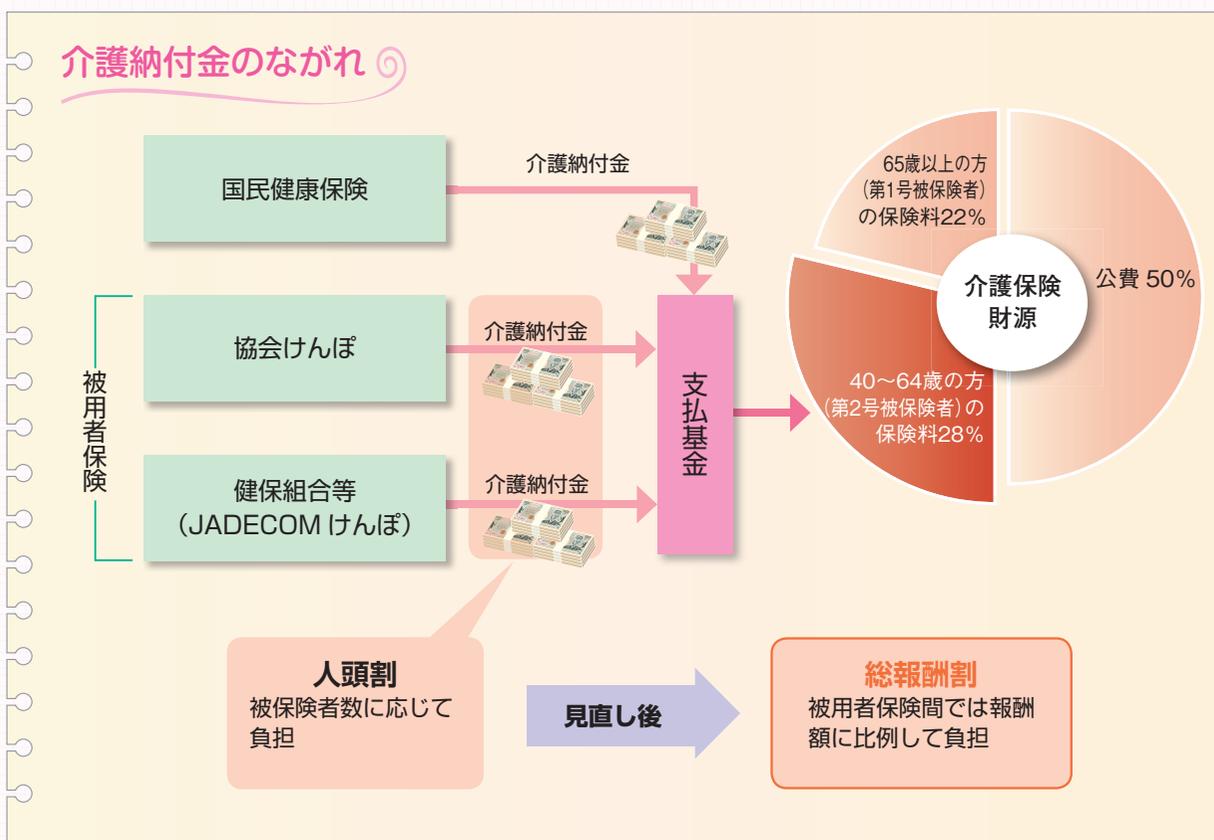
【公告】

# 介護保険料率引上げについて

## ●介護保険料と介護納付金

健康保険に加入している40歳から64歳の方（介護保険の第2号被保険者）の介護保険料は、介護納付金として医療保険者が社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）に一括納付し、介護保険制度の財源として使われています。

この介護納付金に係る各医療保険者間の費用負担の決め方について、平成29年度より「総報酬割」が段階的に拡大されていることに伴い、多くの組合健保において介護納付金の負担増が見込まれています（JADECOMけんぽも同様です）。



## ● JADECOMけんぽへの影響

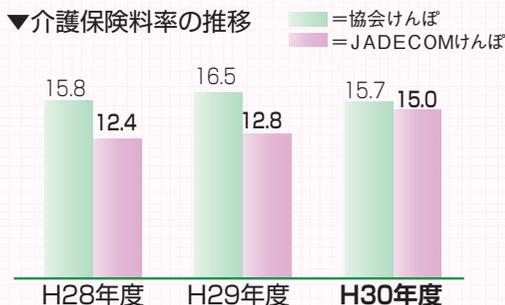
- 「総報酬割」の導入に伴う負担増に対応するため、JADECOMけんぽでは29年度より介護保険料率を12.8/1000(前年度比+0.4/1000)とさせていただいておりますが、30年度以降においても、さらなる負担増がみこまれており、今後の急激な保険料率の引上げ回避のため、30年度においては**15.0/1000(+2.2/1000)**まで引き上げることとなりました。

### 参考

## ● 協会けんぽとの介護保険料率比較

協会けんぽにおいては、30年度において介護保険料率の引下げが予定されておりますが、それでも JADECOM けんぽより高い保険料率となっています。

▼介護保険料率の推移



平成30年4月から

# 特定健診・特定保健指導が 第3期を迎え、見直しが行われます

平成20年度からスタートした特定健診・特定保健指導は、第3期(2018~2023年度)に入ります。第3期に入り実施率を高め、効果を上げるために特定健診と特定保健指導の見直しが行われます。腹囲の基準や主な健診項目、特定保健指導の対象者の選定など、基本的な仕組みはこれまでと同じで変わりません。

基本的な  
仕組みは  
変わりません

## 特定健診

### 👉 見直しの主なポイント

#### ●non-HDLコレステロールの利用

中性脂肪が400mg/dℓ以上の場合や食後採血の場合は、LDLコレステロールの代わりにnon-HDLコレステロールを使ってもよい。

#### ●やむを得ない場合は 随時血糖も可

原則として空腹時血糖やHbA1cを測定するが、やむを得ない場合は随時血糖で検査を行うことができる(食事後3.5時間未満を除く)。

#### ●質問表に 口と歯に関する質問を追加

歯や歯茎など口腔の状態が全身の健康に影響を与えていることから、質問表にかみ合わせなど口と歯の状態に関する質問を追加する。

#### ●詳細な健診項目の変更

医師が必要と認めた場合の詳細な健診項目について、血清クレアチニン検査の追加など項目と対象を見直す。



## 特定保健指導

### 👉 見直しの主なポイント

#### ●健診当日に初回面接を行うことも可能

健診の当日に把握できる情報で特定保健指導の対象と見込まれる人には、健診当日に初回の面接を行い、後日すべての検査結果から医師が総合的な判断を行ったうえで行動計画を完成させることが可能に。

#### ●2年連続で積極的支援に該当した人の対応を弾力化

2年連続で「積極的支援」に該当する人のうち、1年目に積極的支援を終了し2年目の特定健診の結果が改善している場合は、2年目の特定保健指導は「動機付け支援」相当でもよい。

特定健診・特定保健指導の実施率が低い健康保険組合には、ペナルティとして納付金が加算されてしまいます。ぜひご協力をお願いします。

# 各種お知らせ

ご回答  
お願いします

## 柔道整復等で健康保険を使ったときは 施術内容の確認をすることがあります

柔道整復師（接骨院・整骨院）からの療養費の請求の中には、健康保険対象外の施術が含まれている場合があります。そこで、JADECOMけんぽでは、皆さんから納めていただいた大切な保険料を正しく使うために、施術内容について文書により照会させていただく場合があります。この確認は当健保組合が点検機関「株式会社メディブレーン」に業務を委託しておりますので、文書が届きましたら期限までに回答いただきますようお願いいたします。回答がない場合、柔道整復師への療養費支払いができない場合がありますので、十分ご注意ください。

年に1度は健康診断！

## 「特定健康診査受診券」 について

平成30年度「特定健康診査受診券」は、5月末～6月初めにお送りします。受診に関する詳細については、受診券に同封のお知らせをご確認ください。

**対象者：**平成30年4月1日時点で資格を有している40歳から74歳までの被扶養者および任意継続被保険者

ご活用ください！

## 「ジェネリック医薬品 促進通知」

JADECOMけんぽでは、一部の方を対象に、ジェネリック医薬品に切り替えた場合にどのくらい費用が安くなるのかを記載した「ジェネリック医薬品促進通知」を発行しました。この機会にぜひジェネリック医薬品の利用をご検討ください。

お薬代を安く！

## 関東信越厚生局による実地監査について

健康保険組合は、国の行う健康保険事業を代行する公法人として、健康保険法をはじめとする諸法令に基づく厳正な事業運営、安定した財政運営を行わなければなりません。去る12月5日、関東信越厚生局による実地監査が行われ、事業運営及び事務執行について一部改善等の指摘および医療費適正化のため積極的な施策を推進するよう指導を受けました。

今後も、監査指摘事項に基づき、適正な事業運営を行ってまいりますので、ご協力をお願いいたします。

# 保険証の正しい使い方

保険証は、健康保険で医療を受けるための資格証明書です。  
ルールを守って大切に使いましょう。

## 医療機関にかかるときは必ず持参

医療機関にかかるときには保険証を必ず持参します。保険証を窓口で提示することで、本人・家族ともかかった医療費総額の原則3割の負担で済みます。

残りの医療費はというと健保組合から医療機関に支払われているのです。その財源は皆さんが毎月納めている社会保険料の中の健康保険料です。適正な受診を心掛けて医療費は大切に扱いたいものです。

## 保険証が使えない場合がある

業務上や通勤途中の病気やけがについては、保険証は使えません。このような場合は、労災保険による給付を受けます。

また、正常な妊娠・出産、美容整形、健康診断、予防接種、けんかや泥酔による病気やけが、犯罪を犯したときや故意の病気やけがなどにも、保険証は使えません。

保険証（健康保険被保険者証）は、あなたが健康保険に加入していることを証明する資格証明書です。医療機関の窓口で保険証の原本を提示することで、健康保険で医療を受けることができます。健康保険では医療費の一部を負担するだけで医療を受けられますが、保険証を提示しなければ、医療費の全額を支払わなければなりません。

保険証で重要なのは下記の3つのルールを守ること。医療を受けるときには必ず原本を持参し、絶対にほかの人と貸し借りはしないでください。退職などで資格を失ったときには、被扶養者の分も併せて保険証を返却します。継続して治療中の場合は、健康保険が変わることを医療機関に伝えて、なるべく早く新しい保険証を提示します。

## 保険証の3つのルール

### 医療を受けるときは必ず持参

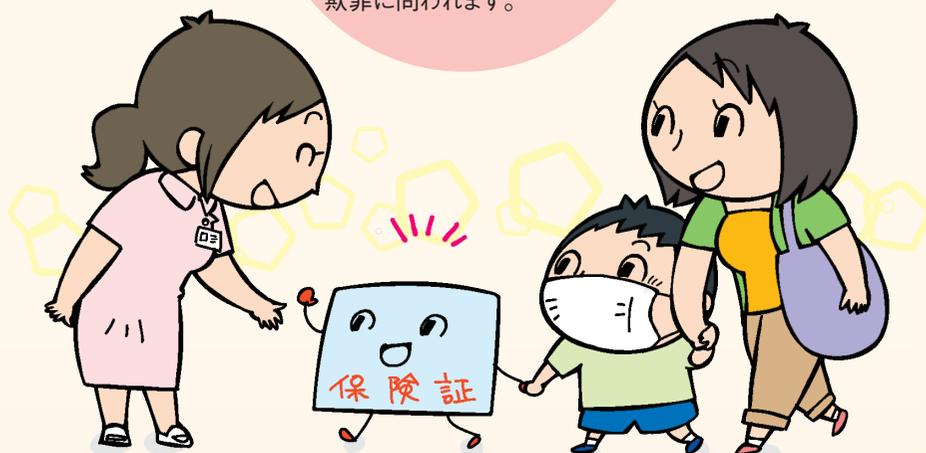
.....  
保険証の原本を提示し、健康保険の資格があることを証明する必要があります。

### 貸し借りは絶対にしない

.....  
保険証の貸し借りは犯罪です。貸した人も借りた人も詐欺罪に問われます。

### 資格喪失後はすぐに返却する

.....  
退職や期限切れなどで資格を失った場合は、事業主を通じてすぐに保険証を返却します。



ご存じですか？

# 健康相談窓口サービスのご案内



JADECOM けんぽでは、加入者の皆さんの「こころと身体」の身近な相談窓口」を開設しています。

全てのサービスにおいてプライバシーは守られ、利用したことが勤務先やご家族、外部などに知られることはありませんので、安心してご利用ください。

## 対象者

相談当日に当組合の被保険者または被扶養者の資格のある方（任意継続加入者を含む）

## 相談内容

健康相談、メンタル相談、家庭問題、プライベートな内容等

ご家庭での悩み、  
育児、介護

健康問題



職場の悩み  
(本人、上司部下に  
関すること)

親戚関係、  
友人関係、  
恋愛相談



## 電話相談

やさしく 発散  
 0120-8349-83

●24時間 年中無休

(年末年始「12/29～1/3」は除く)

※匿名でご相談いただけます。

会員かどうかの確認のため組合名（地域医療振興協会健康保険組合）はお伝えください。

※携帯電話・PHSでも通話無料で利用可能です。

## メール相談

 [soudan@safetynet.co.jp](mailto:soudan@safetynet.co.jp)

●メールをいただいってから3営業日以内に回答させていただきます。

## 面談相談

●月～金曜日 10:00～19:00 1回 約40分

※面談相談は事前に電話予約が必要です。予約については、電話相談の電話番号（0120-8349-83）におかけください。なお、カウンセラー選任のため、お困りの事情を事前にお聞かせいただいております。また、通院中の方については、主治医の許可が必要になります。

※**カウンセリングルーム** 全国80カ所で面接が可能です。予約時に利用が可能なカウンセリングルームをご案内します。

※この窓口は外部の専門機関((株)セーフティネット)に委託して開設しています。

## 「JADECOMミューズ東西南北」より

適度な運動が大切なのはわかっているけれど、なかなかきっかけがつかめない方もいるのではないのでしょうか。そんなときは、誰かと一緒に始めてみるのもいいかもしれません。今回は、JADECOMのスポーツ風景を少しですがご紹介します！



### 日光市民病院・介護老人保健施設にっこう

福利厚生委員会主催のバドミントン大会の様子です。新入職員も参加しやすい和気あいの雰囲気イベントです。



### 女川町地域医療センター

宮城県の病院対抗野球大会（医療リーグ）にて。お揃いのユニホームが決まっていますね！



### JADECOM といえば、恒例の皇居ラン

毎年JADECOM学術大会の2日目朝に開催される名物イベント。昨年（第7回目）は各施設から23名の職員が参加しました。

仲間と一緒にする  
スポーツは楽しさ倍増！  
親睦を深めながら、  
健康増進を図りましょう！



けんぽからの  
お知らせ

## 平成30年版健保ガイドを配布します！

健康保険制度やJADECOMけんぽの保健事業について、ご案内しています。  
ぜひご一読ください。

